令和４年　１月 26 日
三原市感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る第 30 回三原市感染症対策本部会議

１　開　会

２　報　告

（１）県内の感染状況について（資料１）

（２）本市の感染状況について（資料２）

（３）広島県「まん延防止等重点措置」の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策について（資料３）

対策期間　令和４年１月７日（金）～２月 20 日（日）

（まん延防止等重点措置の実施期間　令和４年１月９日（日）～２月 20 日（日））

３　議　事

本市の今後の対応について（資料４）

（１）三原市「まん延防止等重点措置」の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策について

対策期間　令和４年１月７日（金）～２月 20 日（日）

（２）対策

① 市民及び事業者への要請内容

② 市有施設の取扱及び市主催イベント等の取扱

③ 周知方法

４　その他

５　閉　会

資料1

【令和4年1月25日本部員会議】

県内の感染状況

令和4年1月24日時点

1. 感染状況
2. 感染者の症状

分科会参考指標

公表日別の県市別レベル判断の指標

1月24日20時整理

1月18日(火)～1月24日(月)の1週間

	広島市	呉市	福山市	広島県（3市除く）	広島県
確保病床使用率(%)	同右				42.1
確保重症病床使用率(%)	同右				8.6
入院率(%)	同右				2.2
入院率の前週比	同右				1.0
重症者数の推移(前週比)	同右				2.1
PCR陽性率(7日間)(%)	44.3	56.8	6.8	8.6	10.7
新規報告者数(10万対)(人)	439.6	337.4	182.3	248.5	325.8
新規感染者数の前週比	1.4	1.2	1.7	1.5	1.41
新規感染者数の前々週比	3.1	4.3	6.3	3.0	3.29
感染経路不明割合(7日間)(%)	52.2	41.5	39.9	27.0	42.3
直近1週間の感染者数(人) (上段は先週1週間)	3,858 5,258	601 749	514 855	1,531 2,296	6,504 9,158

※県把握情報をもとに作成(後日若干の修正が行われる可能性あり)

※重症者用病床に1/24現在5名。重症者病床は最大58床確保(県全体)，現時点で58床確保(県全体)。また，最終フェーズの確保病床として810床確保。

※入院率の指標については，療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する

※PCR陽性率は1/12～1/18の7日間(把握している最新情報)について作成。3市分のPCR陽性率には，各市の陽性例で医療機関において検査した結果を含まない。

病床使用率

確保病床使用率

1月24日時点

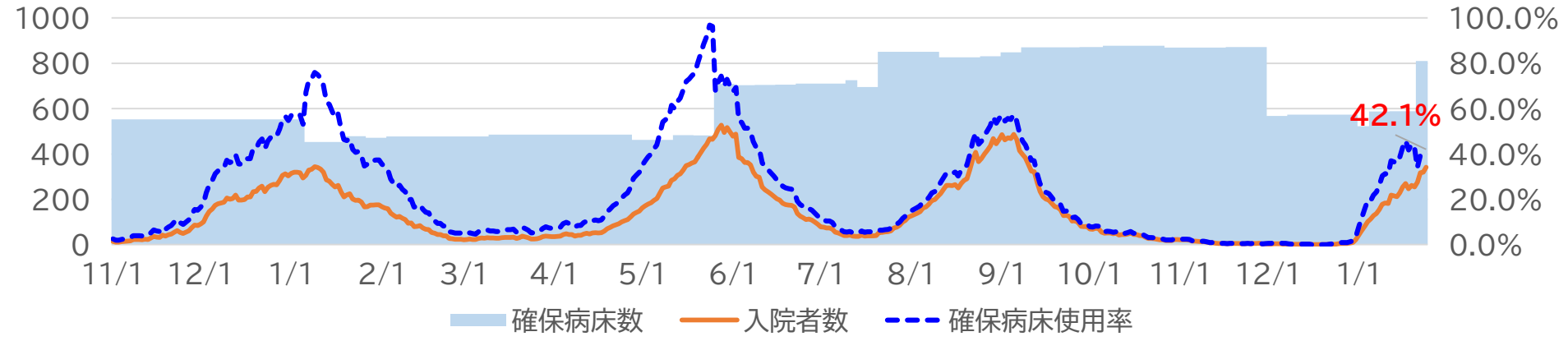

確保重症病床使用率

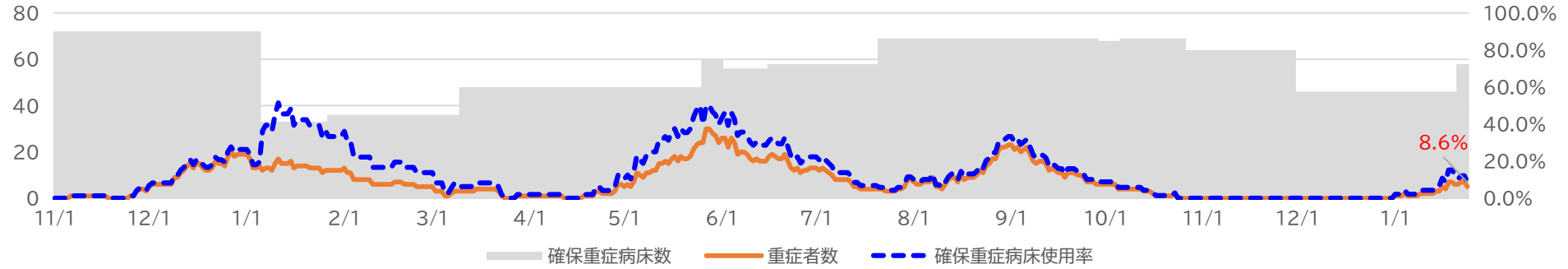

重症者の推移(前週比)

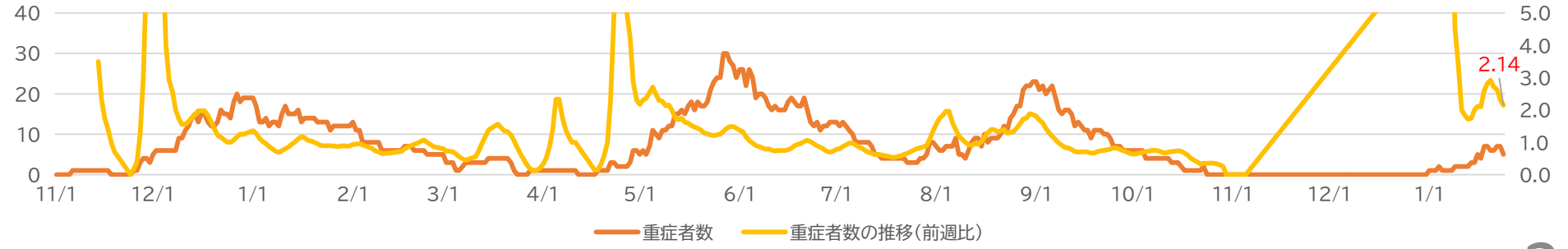

確保病床数:その時点におけるフェーズで最終的に確保することとされている病床数。現に稼働している病床数(即応病床数)とは異なる。

入院率・PCR陽性率

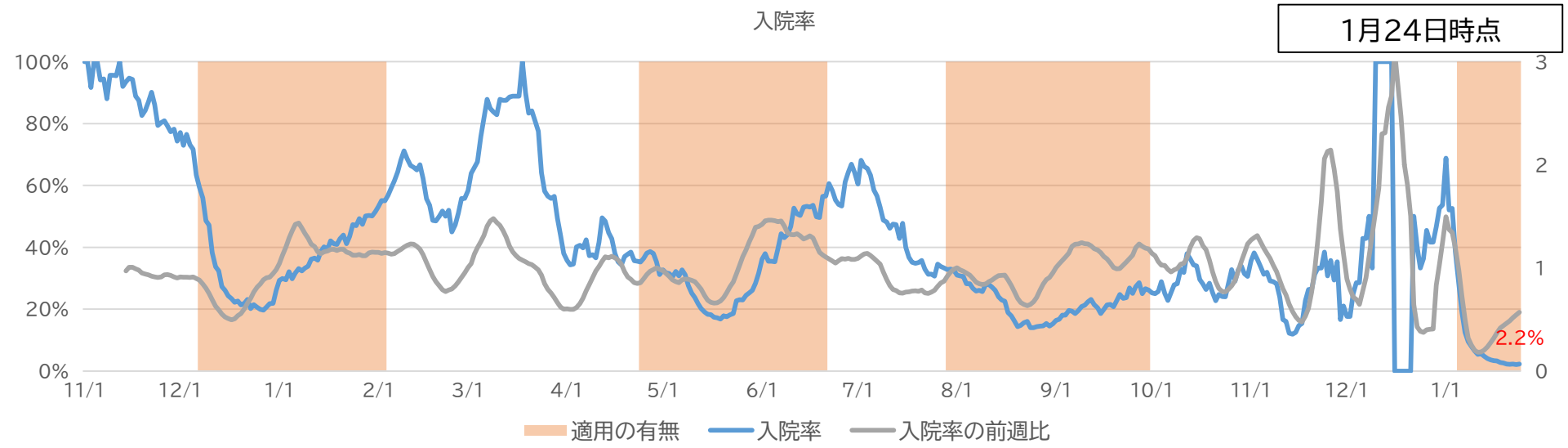

入院率：療養者数に占める入院患者の割合。

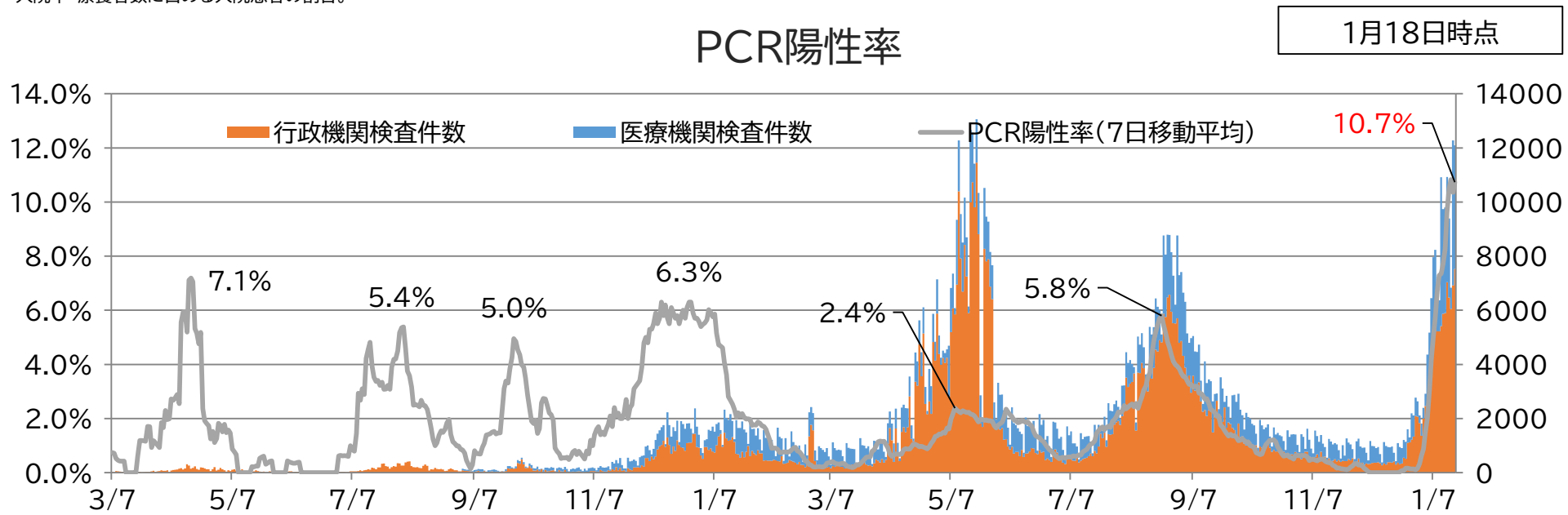

PCRセンター，PCRモニタリングポイント，PCRトライアル及び集中実施における実施件数は行政検査件数に含まれる。

新規報告者数（直近1週間の人口10万人あたり）

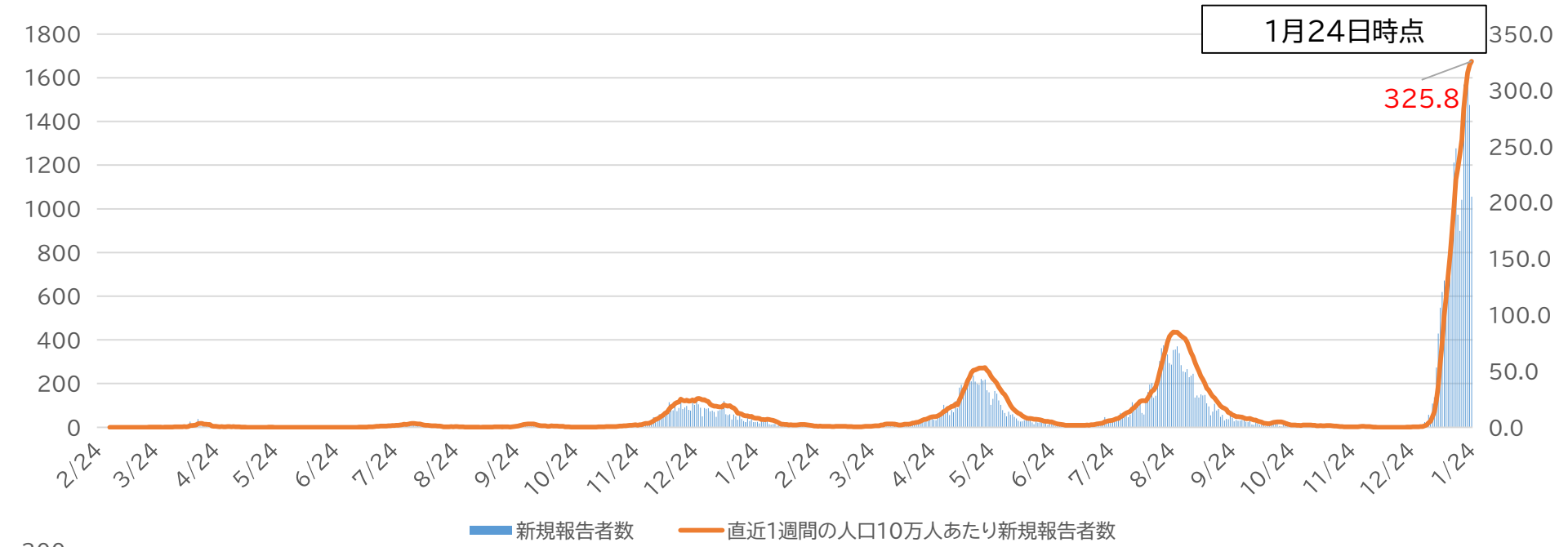

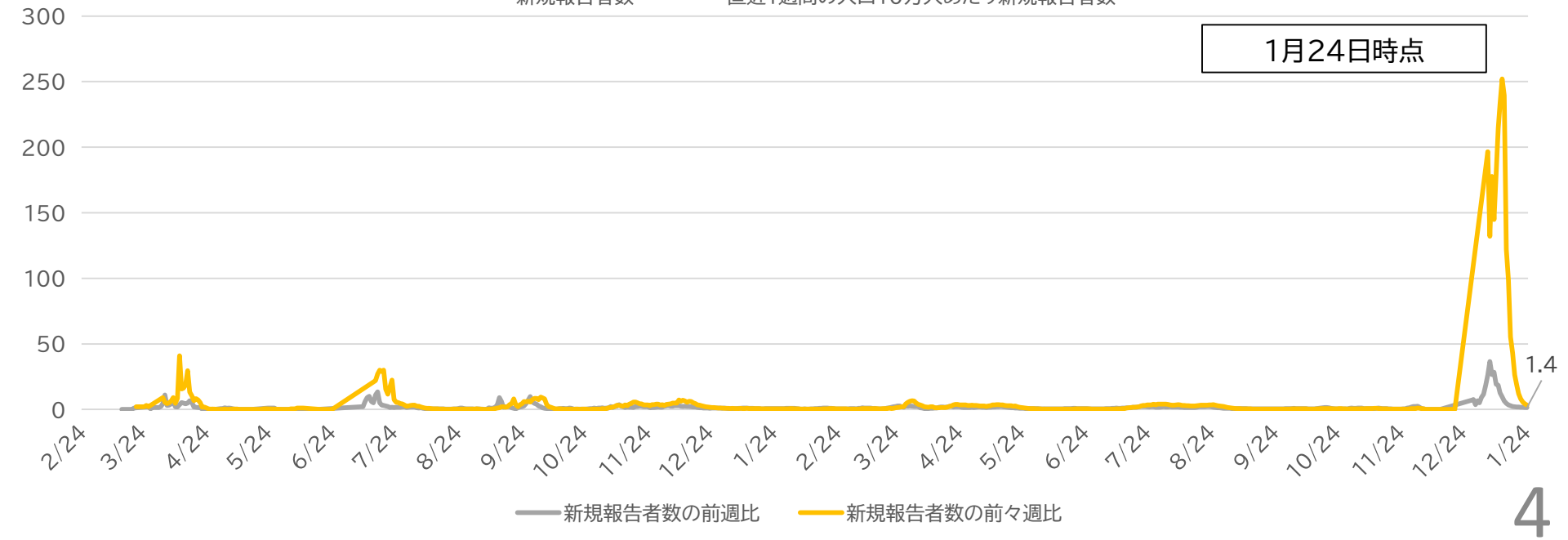

感染経路不明割合

1月24日時点

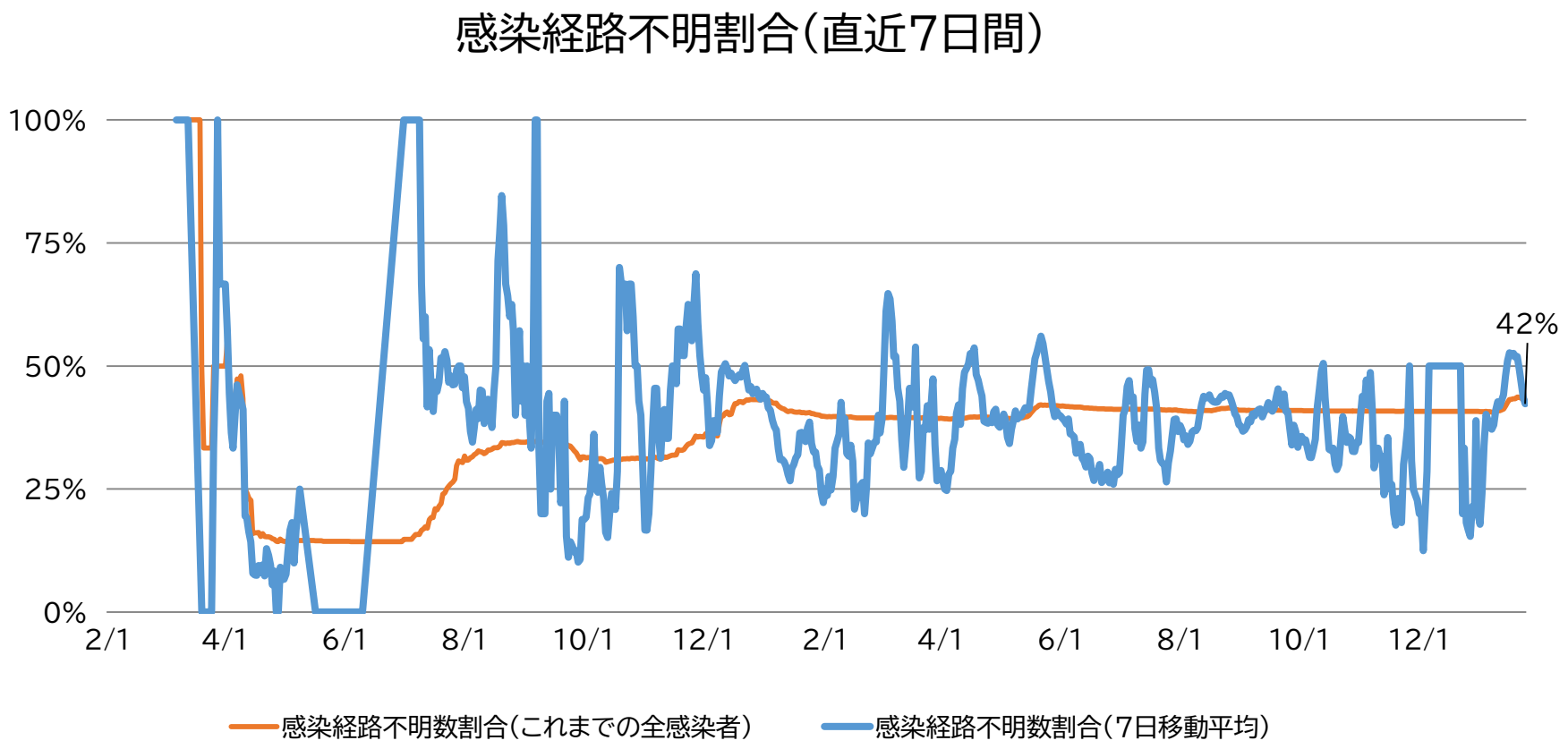

市町別発生状況

1月24日時点

R4.1.18～R4.1.24公表　N=9,150

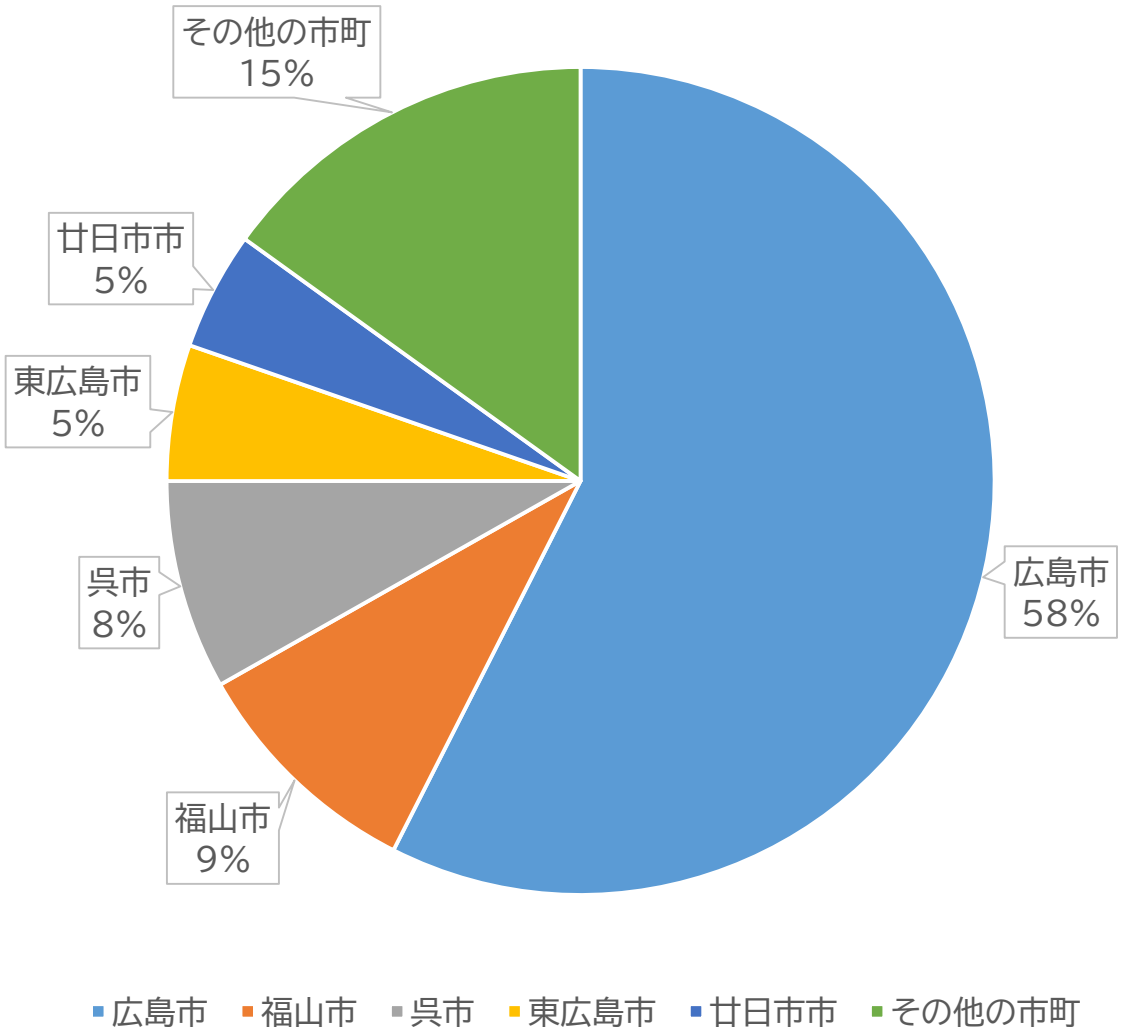

全国感染状況（主要都道府県）

1/24時点

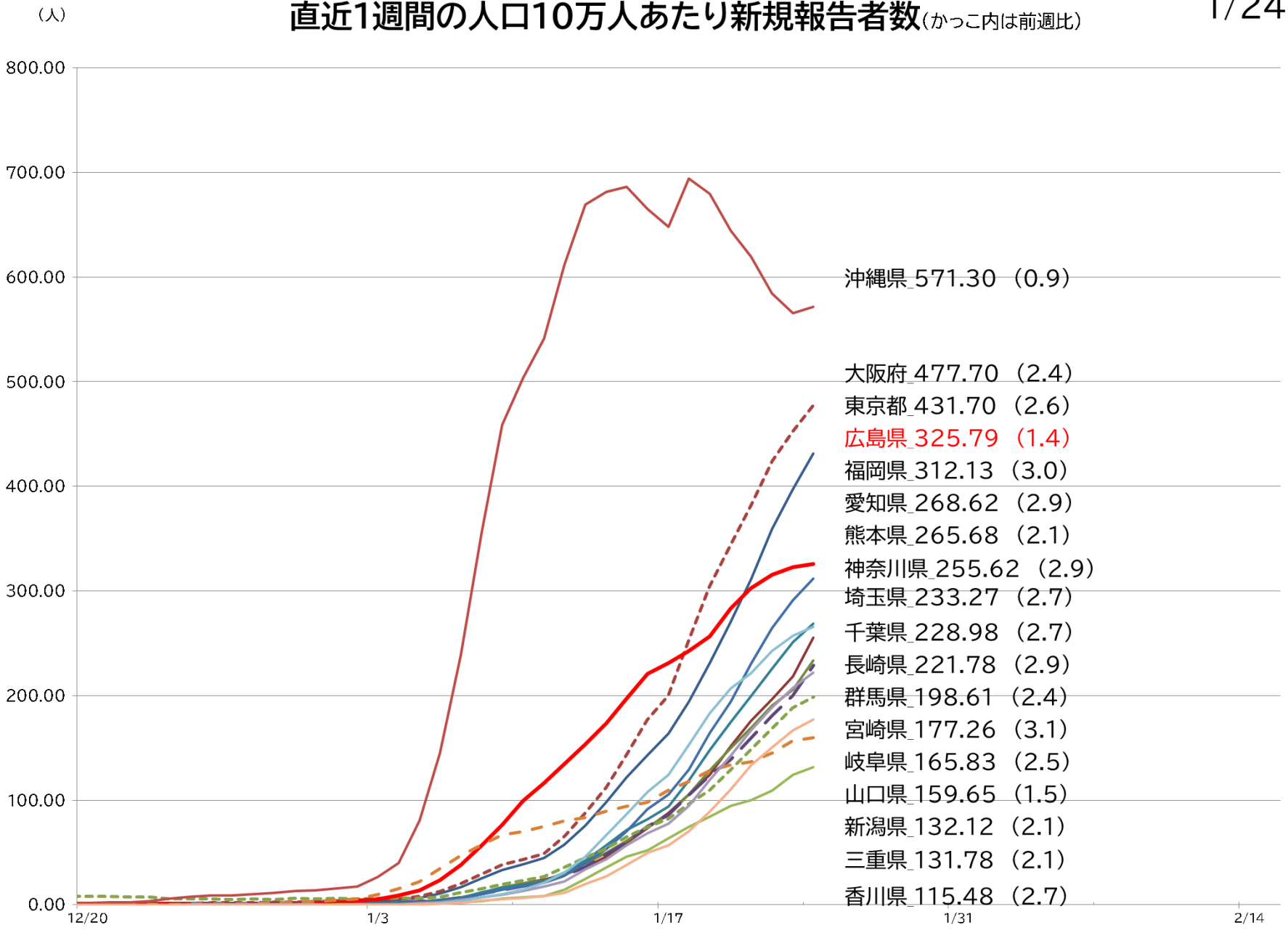

年代構成

1月24日20時整理

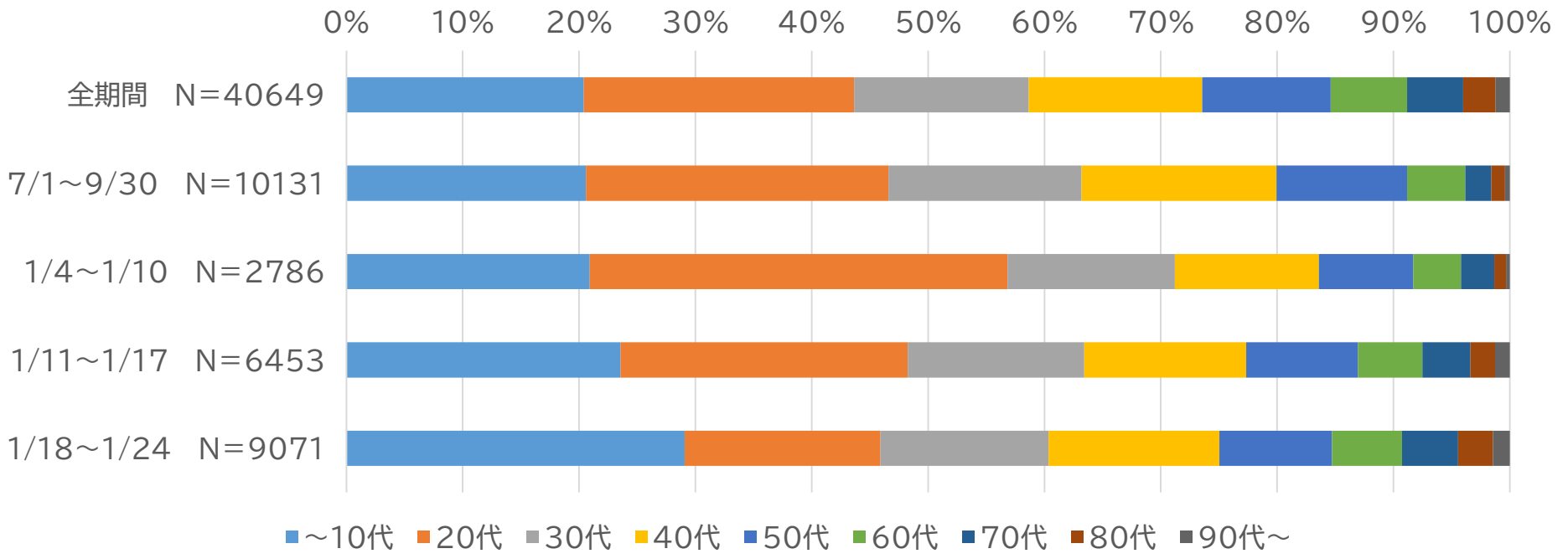

	~10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上
全期間　N=40649	8,299	9,438	6,101	6,063	4,486	2,675	1,957	1,138	492
7/1~9/30　N=10131	2,087	2,633	1,683	1,696	1,137	508	227	118	42
1/4~1/10　N=2786	583	1,000	401	345	226	114	80	28	9
1/11~1/17　N=6453	1,521	1,593	978	899	621	357	265	138	81
1/18~1/24　N=9071	2,637	1,526	1,311	1,332	878	546	437	273	131

推定感染経路

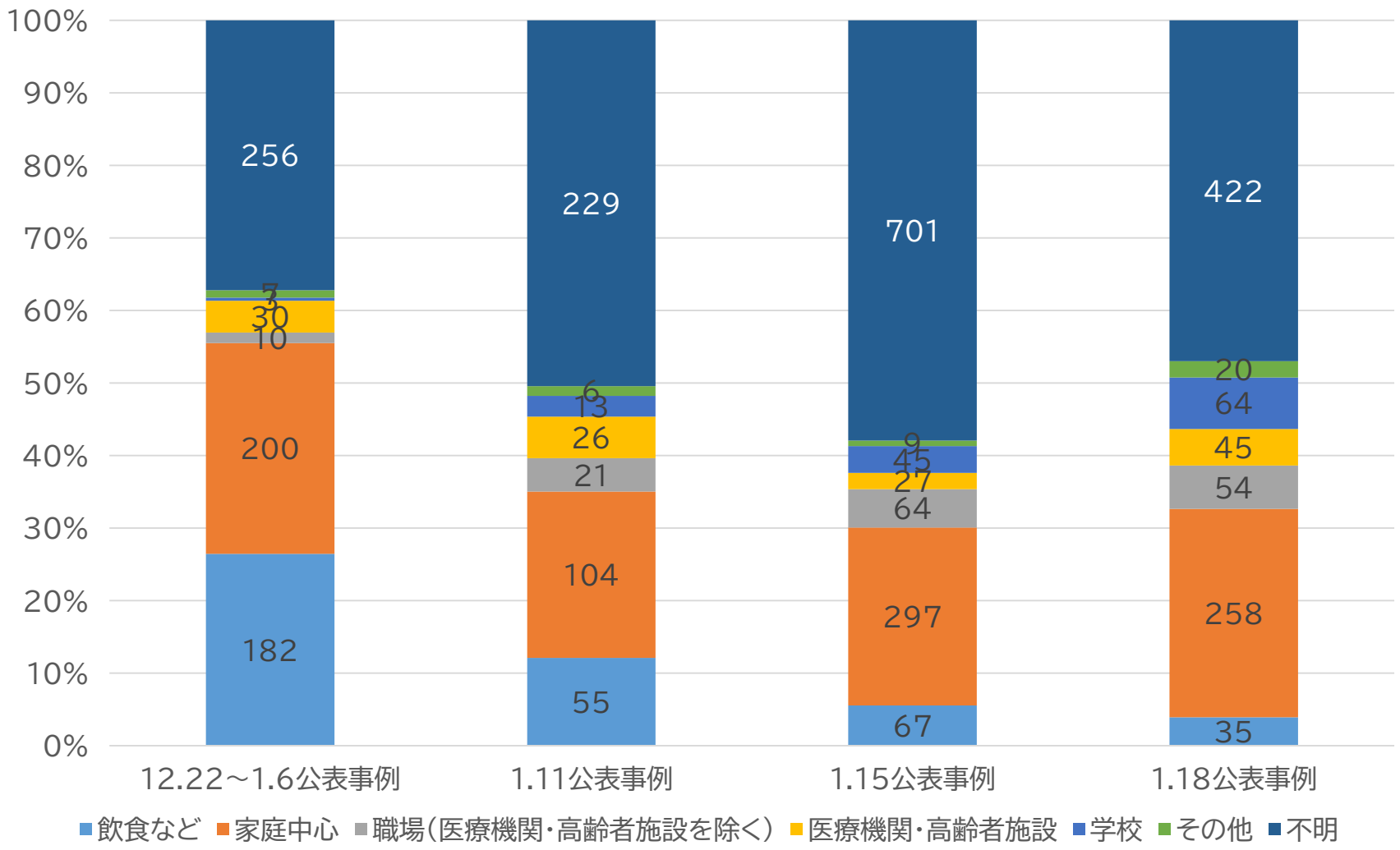

飲食の場面での発生の割合は減少傾向
直近では，学校・職場・医療機関・高齢者施設で一定数発生

推定感染経路（判明例のみ）

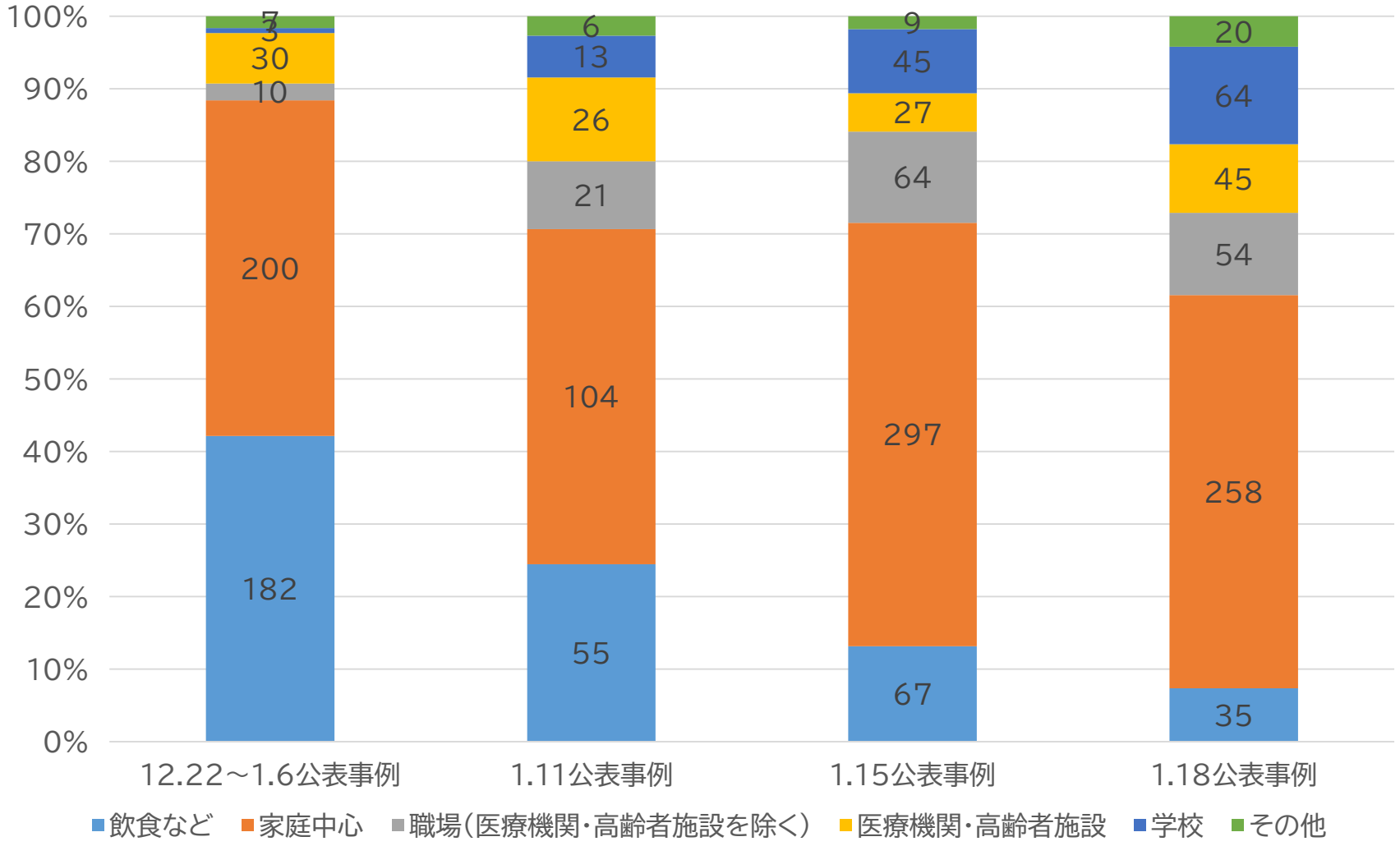

飲食の場面での発生の割合は減少傾向
直近では，学校・職場・医療機関・高齢者施設で一定数発生

中等症Ⅱ以上を有する患者の属性

R3.12.22～R4.1.20公表患者のR4.1.20時点のステータス
（最も重篤な状態等を踏まえ集計。デルタ株の患者を含む）

最も重篤な症状

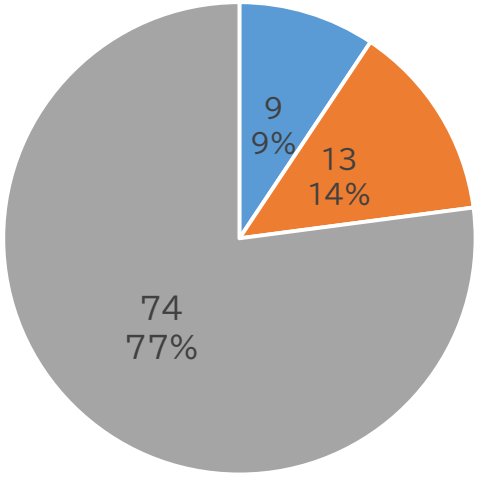

年代

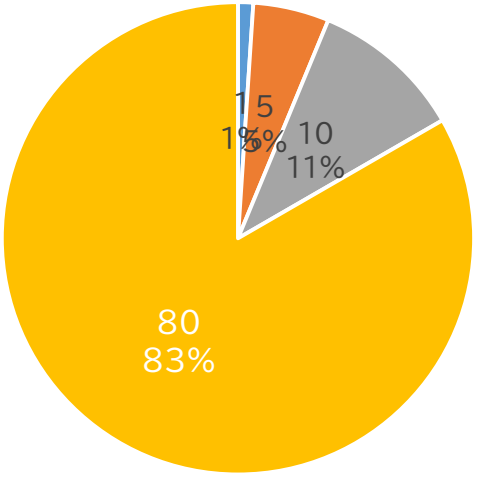

基礎疾患

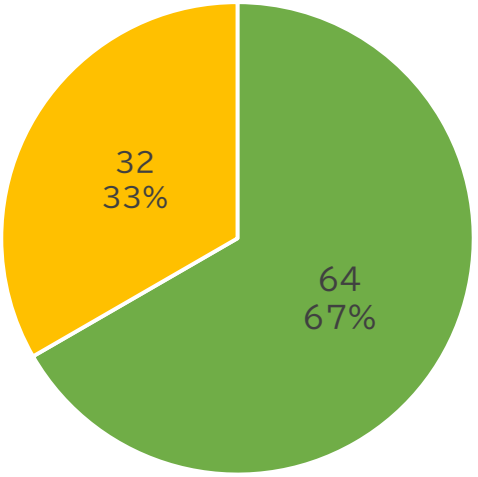

中等症Ⅱ以上を有する患者のワクチン接種状況

R3.12.22～R4.1.20公表患者のR4.1.20時点のステータス
（最も重篤な状態等を踏まえ集計。デルタ株の患者を含む）

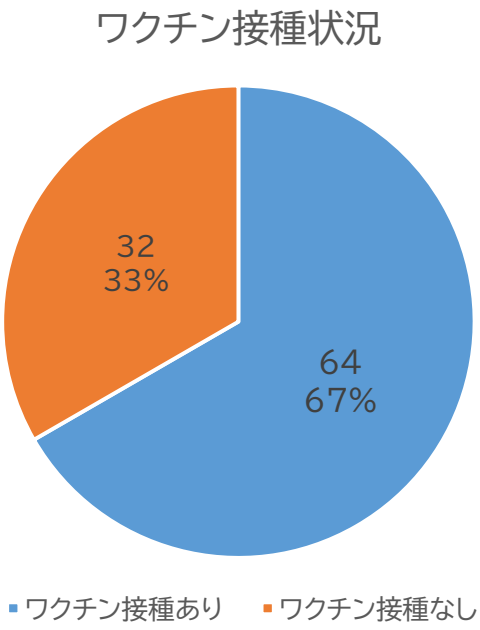

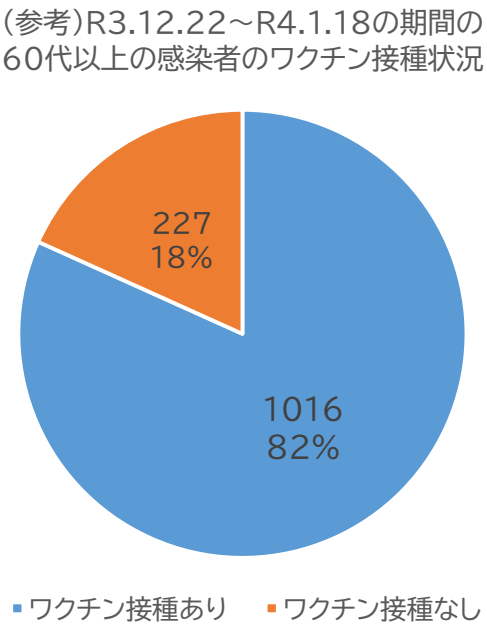

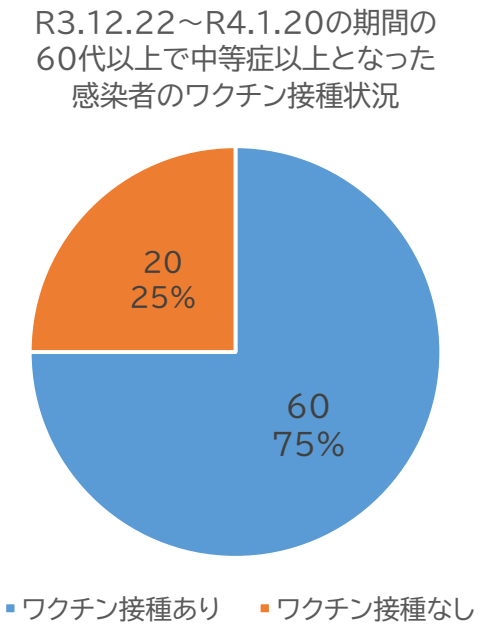

各年代における中等症Ⅱ以上を有する率

R3.12.22～R4.1.18公表患者のR4.1.18時点のステータス（最も重篤な状態等を踏まえ集計。デルタ株の患者を含む）
中等症は中等症Ⅱを指す。年代不明例は除外して集計。

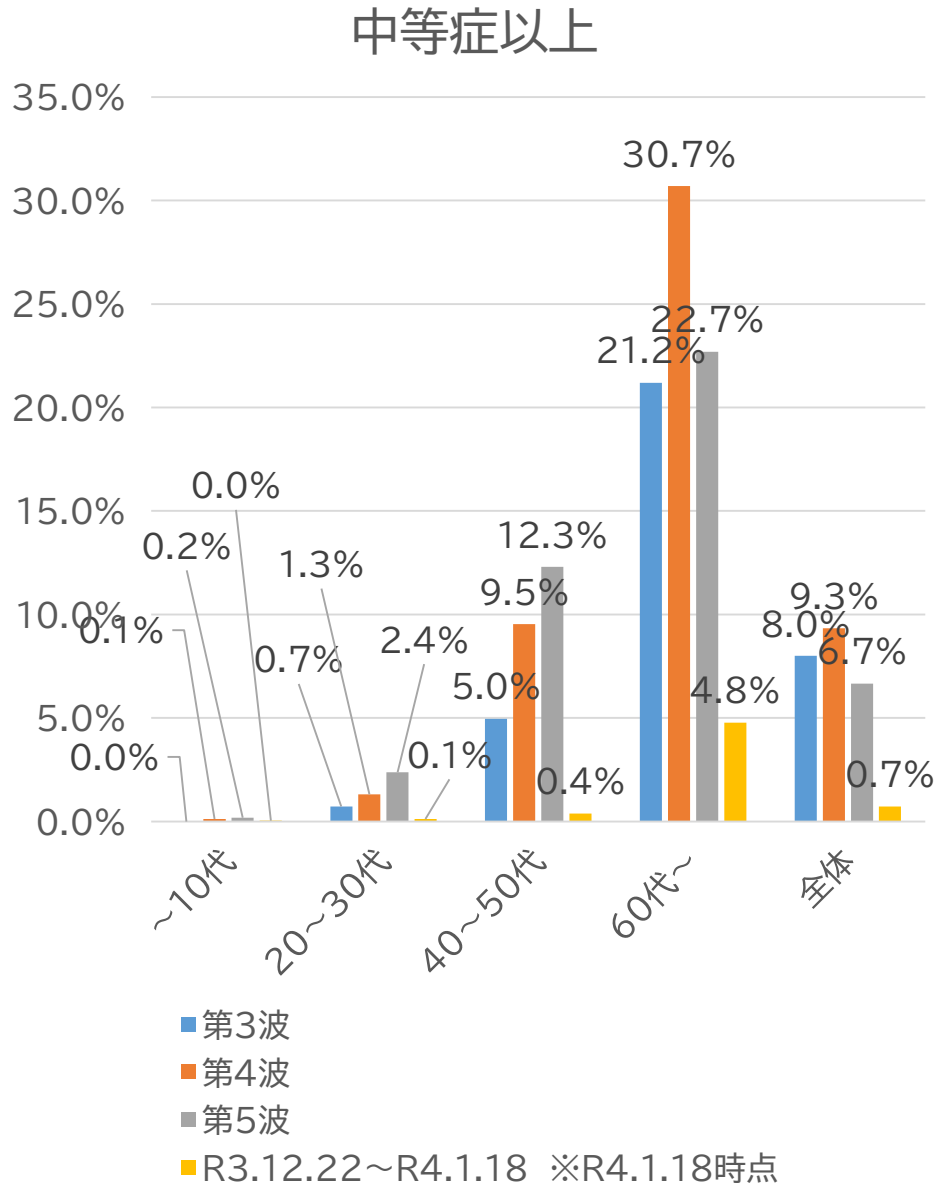

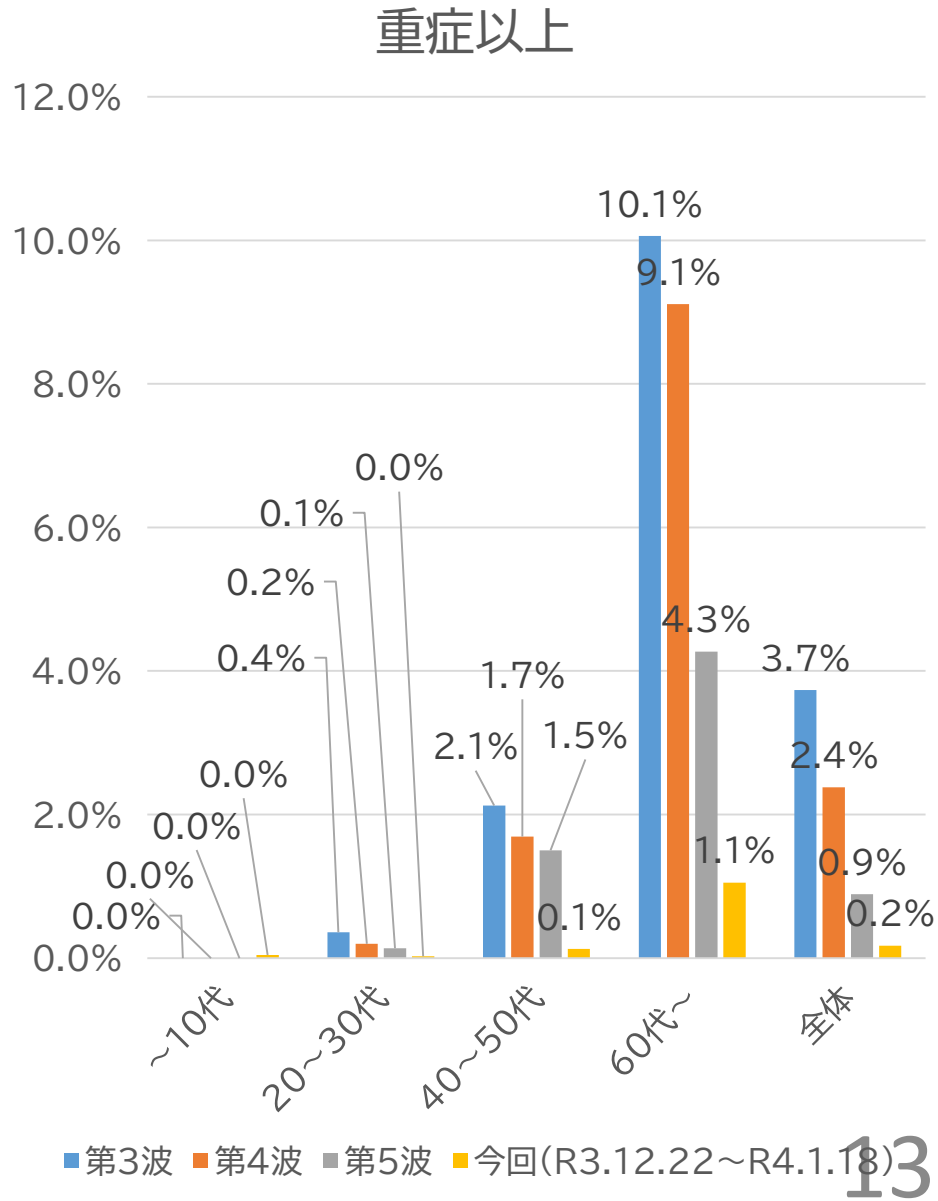

症状整理（R4.1/11,15,18公表事例）

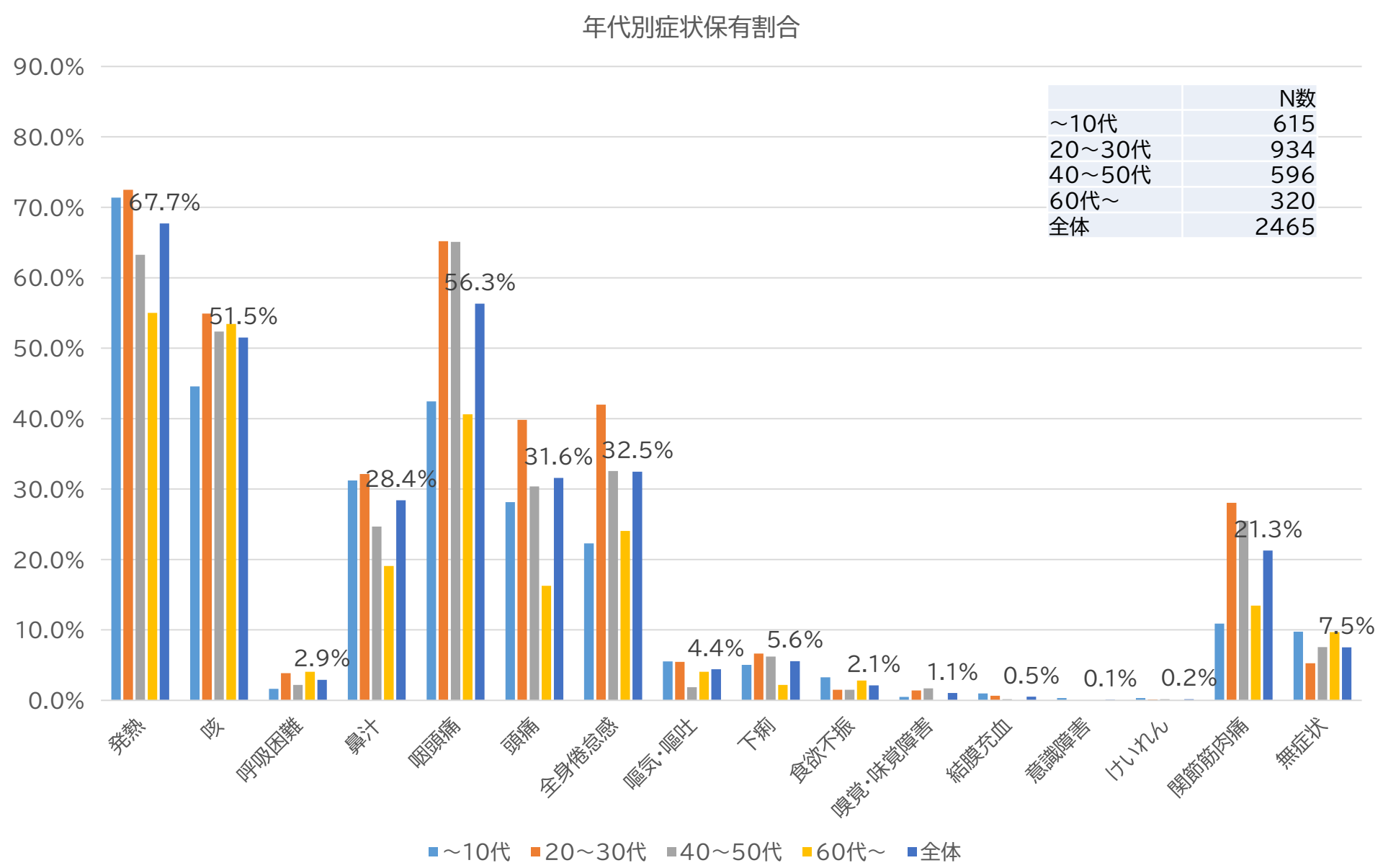

	N数
～10代	615
20～30代	934
40～50代	596
60代～	320
全体	2465

※症状は疫学調査情報に基づくもの　当該期間公表事例のうち，疫学調査情報のデータが可能だったものによって作成
※発熱は37.5℃以上

資料2

三原市の感染状況の推移

1月24日現在の「直近1週間人口10万人当たりの新規報告数」
201.23　三原市計算値1/24公表

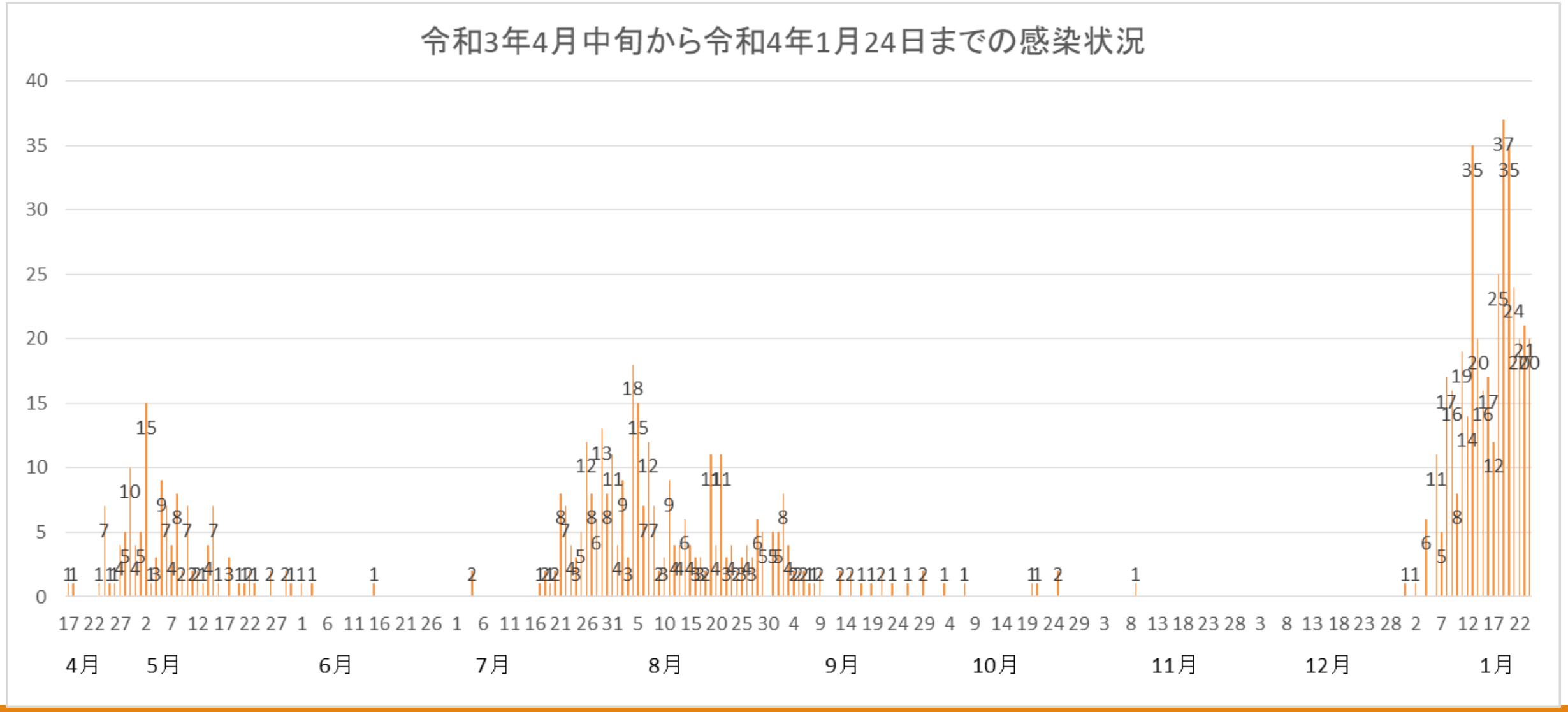

月別患者数における年代別割合

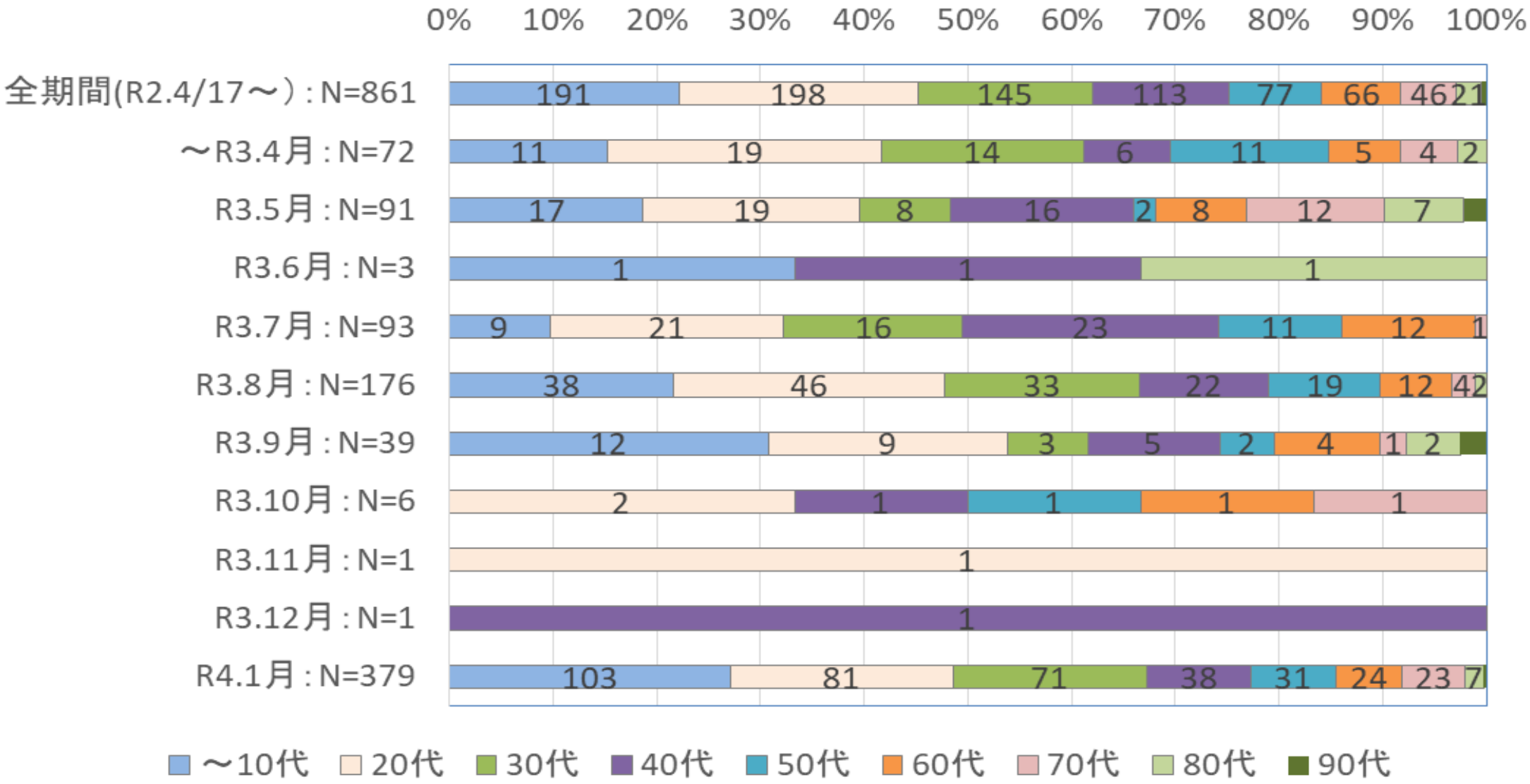

令和４年１月７日
令和４年１月 13 日変更
令和４年１月 25 日変更
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定

「まん延防止等重点措置」の実施期間延長に伴う
新型コロナ感染拡大防止のための集中対策

１　趣旨

令和３年 11 月 30 日，感染力が非常に強いオミクロン株の感染が国内ではじめて確認され（空港検疫），12 月下旬からは市中感染とみられる感染が全国各地で確認されるとともに，年明け以降，本県を含めこれまでにない極めて速いスピードの感染拡大が続いており，社会機能の維持が困難になってくることも懸念されている。

こうした中，本県では，新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づくまん延防止等重点措置の適用を受け対策に取り組んでいるが，依然として感染の拡大傾向が続いていることから，当該措置を実施すべき期間の延長を要請し，法第 31 条の４第３項に基づき，２月 20 日まで延長することが決定された。

県内の感染状況は，昨年末以降，新規報告者数に急速な増加傾向が認められ，直近１週間の人口 10 万人当たり新規報告者数（全県）は，１月６日の 23.5 人から１月 24 日の 325.8 人と急上昇している。

また，医療提供体制については，１月６日の確保病床使用率 24.7%，確保重症病床使用率 2.2%から１月 24 日には 42.1%，8.6%と上昇，自宅療養者も多数にのぼるため，更なる病床の確保，健康観察の強化，オンライン診療センターの稼働など，体制強化を行っている。

今後については，現時点で予断を許さない状況にあり，医療機関，高齢者施設等，学校などでクラスターが相次いで発生していること，中高年への感染の広がりや大都市圏における感染の急拡大に注意を払う必要があることなど，感染レベル（現在：「レベル２」（警戒を強化すべきレベル））は，更に悪化することも懸念される。

専門家の方からは，

- 対策により飲食を起因とする割合は減っており，感染者数がピークアウトしていない現状では，飲食店に対する時短要請等の対策を緩和する状況にはないと考える。
- オミクロン株でも感染経路は変わらず，県民一人ひとりが自分の問題として，基本的な感染防止対策を徹底するよう，粘り強く呼びかけていくことが重要である。
- 感染者が急激に増加する時期の保健所の業務については、重症化リスク因子を有する者や医療機関，高齢者施設等のクラスターの対応に重点化を図り，適切に医療に繋げる体制とする必要がある。
- 軽症・無症状者が９割以上を占めること並びに症状が早期に発現することから，症状を認めたら直ぐに医療機関を受診し必要な医療を受けること，また，圧倒的に多くなる軽症者・自宅療養者への初期診療，オンライン診療センターの活用を含めた再診体制及び薬の配送体制を拡充・強化することが極めて重要である。
- 医療機関や高齢者施設等では，感染症対策を改めて徹底するほか，感染者の早期探知と医療福祉クラスター対応班による早期介入を継続していく必要がある。

などの意見がなされている。

こうしたことを踏まえ，ワクチン接種を進めるとともに，引き続き，県民・事業者に基本的な感染防止対策の徹底を要請することや，まん延防止等重点措置に対する理解と協力により，感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を最小限に抑え，早期に警戒基準値を安定的に下回る状態とすることを目指して取り組む。

なお，法第 31 条の６第１項に基づき，知事が協力要請等を行う「まん延防止等重点措置区域」は，別紙に定める。

また，ワクチン・検査パッケージ制度（令和３年 11 月 19 日要綱制定 新型コロナウイルス感染症対策本部）の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は，感染状況を踏まえ，当面，行わない。

２　集中対策期間

令和４年１月７日（金）～２月 20 日（日）

（まん延防止等重点措置の実施期間　令和４年１月９日（日）～２月 20 日（日））

なお，今後，感染状況に十分な改善の見込みが見られない場合には，「緊急事態措置」の実施を要請するなど更なる対策の強化を図る。

また，感染状況の改善が認められる場合には，対策期間内であっても，要請事項（行動制限）の段階的な緩和やまん延防止等重点措置区域の一部解除を行う。

３　県民，事業者への要請【全県共通】

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下，県の対処方針という。）では，「３　県民に対する要請」及び「４　事業者に対する要請」により，県民や事業者に対して，家庭内，外出・移動時，職場や店舗における基本的な感染防止，業種別ガイドラインの遵守，感染リスクの高まる「５つの場面」への注意や十分な換気など，確実な実践を要請している。

（１）人と人との接触機会の低減

ア　外出の削減【法第 24 条第９項に基づく要請】

- 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会をできるだけ削減すること。
- また，必要があって外出する場合においても，必ずマスクを着用したうえで，極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で，混雑している場所や時間を避けるなど，可能な限り人と人との接触を避け，距離を置く（１メートル以上，できるだけ２メートル以上）ことを心がけること。

※外出の削減の対象としない場合の例 医療機関への通院，各種健診の受診，医薬品の購入，必要な出勤・通学，自宅近隣における屋外での運動や散歩など

イ　職場への出勤等【法第 24 条第９項に基づく要請】

- 徒歩・自転車通勤，時差出勤などを促し，通勤時の人との接触を減らすこと。

（２）飲食店等の利用と感染予防【法第 24 条第９項等に基づく要請】

- 同居する家族以外での会食等は控えること。ただし，同居する家族以外での会食等にあって，次に掲げる物理的な対策等がとられている飲食店等を利用する場合，居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を１メートル以上もしくはマスク会食），手指消毒及び換気を徹底する場合は，その限りとしない。
- 会食等を行う場合には，アクリル板等の物理的対策の適切な導入などを県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」を利用すること（当面の間，「広島積極ガード店」，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を含む。）。また，「広島コロナお知らせＱＲ」の利用のほか，飲食店等が行う感染予防対策に協力すること。
- 路上・公園等における集団での飲酒など，感染リスクが高い行動を行わないこと。
- これまでにクラスターが発生しているような施設（カラオケ設備を提供する店舗，スポーツクラブなどの運動施設等）においては，利用者の密を避ける，換気の確保等，感染対策の徹底を行うとともに，感染者が発生し，感染の恐れのある者を特定できない場合には，まん延を防止する観点から，施設名を自ら公表して，利用者に検査や受診を呼びかけること。

（３）別紙の１の区域における飲食店等の利用

- 同一グループの同一テーブルでの会食は４人以内とすること。
- 要請に係る営業時間以外の時間に，当該飲食店等にみだりに出入りしないこと。【法第 31 条の６第２項に基づく要請】，
- 営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

（４）他地域への移動の自粛【法第 24 条第９項に基づく要請】

- 県境を越える移動は，最大限，自粛すること。
- どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに，出発前又は到着地で検査を受けること。
- 他の都道府県からの来訪者と面会する機会がある場合，感染リスクを考慮した行動を行うこと。事業者においては，出張時期の変更やＷｅｂ会議への切替えの検討などを行うこと。
- 県内の市町をまたぐ移動は，日常生活上必要な買い物など外出の半減と合わせ，極力，控えること。
- なお，上記の往来は通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

（５）県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

感染状況は「レベル２」（警戒を強化すべきレベル）であることから，県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては，十分な感染防止策を講じつつ，事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

４　イベントの開催要件【全県共通】

１月11日以降のイベントについては，「広島県におけるイベントの開催条件について」（令和４年１月 11 日適用）のとおり，イベントの主催者等に対して，法第 24 条第９項に基づき，その規模要件等に沿った開催を要請する。

５　本対策に合わせた対応

（１）急激に増加する感染者の重症化防止

増加している自宅療養者のフォローアップ，入院病床や宿泊療養施設での適切な療養が行えるよう，次のとおり対策を行う。

ア　積極的疫学調査の重点化及びＰＣＲ検査等の検査体制の充実

イ　症状に応じた医療・療養体制の確保

（２）クラスター対策

クラスターの芽となる感染者の早期発見と収束のため，次のとおり対策を行う。

ア　医療機関や高齢者施設等の従事者に対する定期的なＰＣＲ検査の実施

イ　「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導

ウ　学校や大学等への要請

（学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校等））

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応を行うこと。

とりわけ，感染リスクの高い活動（グループワーク，調理実習，接触する運動等）における，児童生徒の「接触」等についてはできるだけ避けることとし，実施する場合には一定の距離を保つなど工夫すること。

学校行事について，飲食物の提供等，リスクの高い活動は感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。修学旅行等，校外における活動は，行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。

昼食時には黙食を徹底し，登下校時の飲食は控えるよう指導すること。

寄宿舎に居住する生徒が帰省する際には，移動を最小限とするなど感染リスクを減ずること。

高等学校における部活動については，可能な限り感染症対策を行い，密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声したりする活動など，リスクの高い活動の実施は慎重に検討すること。

分散登校や臨時休業等を実施する際にはオンライン授業を実施できるよう準備するなど，地域や学校の状況に応じた対応に留意すること。

なお，小学校・中学校においても，分散登校や臨時休業等を実施する際にオンライン授業が実施できるよう，県教育委員会が支援する。

（大学，高等専門学校等）

授業に当たっては，こまめな換気・消毒，収容人数の制限，座席の間隔の確保，オンライン授業の活用等により，感染防止対策の徹底を図ること。

臨地実習に当たっては，実習先における感染防止対策の遵守に加え，事前のＰＣＲ検査の積極的な受検，実習前２週間及び実習期間中における感染防止対策の徹底を図ること。

寮生活，クラブ・部活動や合宿など集団行動における感染防止対策の徹底を図ること。

（３）ワクチン接種

感染症の収束を図るため，一人でも多くの方にワクチン接種をしていただけるよう，引き続き，有効性や安全性等の情報を周知していくとともに接種機会を確保する。

また，ワクチンの効果を持続させるため，市町や医師会等と連携して，追加接種の推進を図っていくとともに，県としても，市町の接種体制確保を支援するため，大規模接種会場の設置や職域接種を支援する。

別紙

重点措置区域の住民，事業者への要請

１　重点措置区域の設定

感染の地域的な抑え込み，全県への拡大防止のため，次の地域を法第 31 条の６第１項に基づき，知事が協力要請等を行うまん延防止等重点措置区域（以下「重点措置区域」という。）として定める。

①広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，大竹市，東広島市，廿日市市，江田島市，府中町，海田町，坂町：令和４年１月７日（金）決定
②府中市，三次市，庄原市，安芸高田市，熊野町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町，世羅町，神石高原町：令和４年１月 13 日（木）決定

２　重点措置区域の住民，事業者への要請

「３ 県民，事業者への要請」に加え，１により定める区域の住民，事業者に対して，本対策の期間中，次の事項を要請する。

（１）人と人との接触機会の低減

ア　外出の削減【法第 24 条第９項に基づく要請】

・ 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。特に 20 時以降の外出はさらに削減すること。なお，通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

※外出の削減の対象としない場合の例 医療機関への通院，各種健診の受診，医薬品の購入，必要な出勤・通学，自宅近隣における屋外での運動や散歩など

イ　職場への出勤等【法第 24 条第９項に基づく要請】

・ Web 会議やテレワークの活用，休暇取得の促進等により，出勤者数の削減の取組を推進すること。また，出勤者数削減の実施状況を公表し、取組を促進すること。
・ テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では，執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を削減することとして実施すること。
・ 重点措置区域においては，住民に対して 20 時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ，事業の継続に必要な場合を除き 20 時以降の勤務を抑制すること。

３　施設の使用制限等

（１）飲食店等に対する要請【法第 31 条の６第１項等に基づく要請】

マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し，重点措置区域内の飲食店等に対して，次表のとおり営業時間の短縮等を要請する。また，要請に応じた場合には，別に決定する協力支援金を支給する。

ワクチン・検査パッケージ制度（令和３年 11 月 19 日要綱制定 新型コロナウイルス感染症対策本部）の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は，感染状況を踏まえ，当面，行わない。

<table>
<tr><td rowspan="2">要請の期間</td><td>１の①の区域：令和４年１月９日（日）～２月 20 日（日）
※要請を延長する期間：２月１日（火）～２月 20 日（日）</td></tr>
<tr><td>１の②の区域：令和４年１月 14 日（金）～２月 20 日（日）
※要請を延長する期間：２月１日（火）～２月 20 日（日）</td></tr>
<tr><td>要請の根拠</td><td>ア　法第 31 条の６第１項，イ　法第 24 条第９項</td></tr>
<tr><td>要請内容</td><td>ア　営業時間を５時から 20 時までとし，酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わないこと。
イ　同一グループの同一テーブルでの会食は４人以内とすること</td></tr>
<tr><td>施設の種類</td><td>食品衛生法上における飲食店の営業許可を受けている店舗（結婚式場，居酒屋，バー，カラオケボックス等を含む。）
※宅配・テイクアウトサービスは除く。</td></tr>
<tr><td>協力支援金
支給単価
（単位：万円）</td><td>・希望者には，早期給付を実施
<table><tr><th>中小企業</th><th>大企業</th></tr><tr><td>3.0 ～ 10.0／日</td><td>最大 20／日</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>支給要件</td><td>・「広島積極ガード店」，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録
・通常の閉店時間が 20 時以降　など</td></tr>
</table>

（２）大規模な集客施設に対する要請【法第 31 条の６第１項に基づく要請】

施設に人が集まることによる人流を抑制し，人と人との接触機会の低減を図る必要があることを踏まえ，重点措置区域内の大規模な集客施設（多数の者が利用する 1,000 ㎡超の施設）に対して，次表のとおり要請を行う。この場合，協力金は支給しない。

<table>
<tr><td rowspan="2">要請の期間</td><td colspan="2">１の①の区域：令和４年１月９日（日）～２月 20 日（日）
※要請を延長する期間：２月１日（火）～２月 20 日（日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">１の②の区域：令和４年１月 14 日（金）～２月 20 日（日）
※要請を延長する期間：２月１日（火）～２月 20 日（日）</td></tr>
<tr><td>要請の根拠</td><td colspan="2">法第 31 条の６第１項</td></tr>
<tr><td>施設の種類</td><td>施設の例</td><td>要請の内容</td></tr>
<tr><td>劇場等</td><td>劇場，観覧場，演芸場，映画館　等</td><td rowspan="10">【1,000 ㎡超】

・入場をする者の整理等
・入場をする者に対するマスクの着用の周知
・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
・施設内での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。）の自粛

※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設は，上記１の要請に従うこと</td></tr>
<tr><td>集会・展示施設</td><td>集会場又は公会堂，展示場，葬儀場　等</td></tr>
<tr><td>ホテル・旅館</td><td>ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）</td></tr>
<tr><td>運動施設等</td><td>体育館，スケート場，水泳場，屋内テニス場，柔剣道場，ボウリング場，テーマパーク，遊園地，野球場，ゴルフ場，陸上競技場，屋外テニス場，ゴルフ練習場，バッティング練習場，スポーツジム，ホットヨガ，ヨガスタジオ　等</td></tr>
<tr><td>博物館等</td><td>博物館，美術館，図書館　等</td></tr>
<tr><td>商業施設</td><td>大規模小売店，百貨店，ショッピングセンター等</td></tr>
<tr><td>遊技施設</td><td>マージャン店，パチンコ店，ゲームセンター　等</td></tr>
<tr><td>遊興施設</td><td>個室ビデオ店，射的場，勝馬投票券販売所，ネットカフェ，マンガ喫茶　等</td></tr>
<tr><td>サービス業</td><td>スーパー銭湯，ネイルサロン，エステサロン，リラクゼーション，理美容店，質屋，貸衣装屋　等</td></tr>
</table>

（３）行政の取組

県は，営業時間の短縮等の実効性の担保，業種別ガイドラインの遵守の徹底のため，関係機関と連携して，飲食店等に対して見回り活動，路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動に対する必要な注意喚起等を行う。

また，感染状況に応じてまん延防止のために必要な措置の要請等（法第 24 条第９項等）を行う。

【まん延の防止のために必要な措置】

- 従業員に対する新型コロナウイルスにかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
- 新型コロナウイルスの感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- 発熱その他の新型コロナウイルスの症状を呈している者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 施設の消毒
- マスクの着用その他の新型コロナウイルスの感染の防止に関する措置の入場者に対する周知，正当な理由がなく当該措置を講じない者の入場の禁止　など

（参考）

大規模な集客施設における入場者の整理等について

１　要請等の内容

入場者の整理等とは，これまでの入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置に加え，施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を要請するものである。

２　入場者の整理等の内容

国の基本的対処方針及び事務連絡による以下の入場整理等の実施方法の例を参考に，入場整理等の実施を要請する。また，入場整理等の実施状況について，ホームページ等を通じて広く周知すること。

〇施設全体での措置

・出入口にセンサー，サーモカメラ等を設置し，入場者・滞留者を計測し人数管理
・出入口の数の制限，入構制限，駐車場の収容上限の一時的削減（緊急避難場所となっている場合は除く。）等による人数制限

〇売場別の措置

・入口を限定し係員が入場人数を記録，入場整理券・時間帯別販売整理券の配布，買い物かごの稼働数把握，事前のｗｅｂ登録等による人数管理
・一定以上の入場ができないよう人数制限
・アプリで混雑状況を配信できる体制の構築
（混雑時間帯に関する情報提供による，オフピークタイムでの来店の呼びかけ）

このほか，混雑につながるような催物，バーゲンやタイムセールなどは，特に十分な対策を実施すること。

※ 県は，施設の取組について，県民へ十分周知し，理解と協力を求める。

資料4

三原市「まん延防止等重点措置」の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策

対策期間：2月20日（日）まで延長して実施します

１　市民及び事業者の皆さまへの要請内容

①外出について

・外出を半分にしてください。
　特に20時以降の外出は削減してください。（通院・通勤・通学を除く）
・Web会議やテレワーク等により，出勤者を削減してください。事業の継続に必要な場合を除き20時以降の勤務を削減してください。

②往来について

・県境を越える移動は,最大限，自粛してください。
・県内の移動も,極力控えてください。（通院・通勤・通学は除く）

③基本的な感染防止対策の徹底

・鼻を覆い，隙間をなくすなどの正しいマスク着用，手洗い，定期的な換気，人との距離をとってください。

④飲食について

・飲食時には，マスクを外したままの会話は控えてください。
・同居する家族以外での会食等は控えてください。
（物理的な対策を徹底している飲食店等を利用する場合を除く）
【飲食店を利用する場合】
・「広島積極ガード店ゴールド」を利用しましょう。
・同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内にしてください。

⑤積極的な検査を

・体調が少しでも悪いときは人と会わず，出かけず，すぐに医療機関を受診してください。
・「発熱・咽頭痛・咳」に要注意
・無症状でも，感染の心配がある場合は積極的に検査をしてください。

【三原市役所前PCRセンターサテライト】　無料・予約なし・翌日以降に検体提出・開設期間は当面の間）毎日11時～15時開設
【尾道市役所駐車場PCRセンター】 無料・予約必要・当日検体採取・開設期間は当面の間）毎日11時～15時開設

⑥積極的なワクチン接種

・未接種の人は，機会を捉えて接種をしましょう。
・追加接種（３回目接種）を受けましょう。（対象者には適切な時期に順次接種券を発送しています）

２　市有施設の取扱及び市主催イベント等の取扱

	まん延防止等重点措置の対策
市主催イベントの取扱い	**原則中止又は対策期間後に延期** ただし，次のものを除く ・オンライン開催 ・参加者が少数に限定,かつ特定され,3密を回避できる十分なスペース又は時間を有する場合 ・法令等により，この期間に実施することが止むを得ないもの
市有施設の取扱	**【屋内施設】 原則休館・貸館休止** ・予約している場合は自粛を要請する。新規予約は中止 ※ラフラフ等については,利用者数の制限等限定的な利用。 **※使用料還付について** **1月9日（日）～2月20日（日）までの間の市有施設予約分について，キャンセルした場合に使用料を還付する。** **【屋外施設】 業種別ガイドラインを遵守し，感染防止対策を講じた上で,施設内外に混雑が生じることがないよう,入場整理等を徹底。**
時期	**1月9日（日）～2月20日（日）**感染状況により変更となる場合があります。

	まん延防止等重点措置の対策
地域での会合等	市の主催イベントに準じて,原則中止又は対策期間後に延期を要請

３　周知方法

①市長メッセージ，フェイスブック，防災メール，LINE，
　市ホームページ，音声告知放送，啓発チラシ（町内
　回覧・公共施設・医療機関掲示等）による周知
②飲食店，商工団体等への周知